

新潟市障がい福祉計画及び新潟市障がい児福祉計画 新旧対照表

改正後	現行
<p>1 計画の概要</p> <p>(1) 計画策定の趣旨</p> <p>第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の理念を実現するため、国の示す基本指針に則し、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度における各種サービスに関する数値目標及び各年度のサービス提供見込み量を設定し、サービス提供体制の確保や推進のための取組について定めるものです。</p> <p>また、平成18年から継続的に策定してきた第1期から第6期までの新潟市障がい福祉計画及び平成29年から継続的に策定してきた第1期から第2期までの新潟市障がい児福祉計画の内容及び実績を踏まえ、新潟市の地域特性を考慮しながら、これまでの取組を更に推進するものとして策定しました。</p> <p>(2) 計画の位置づけ</p> <p>本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。</p>	<p>1 計画の概要</p> <p>(1) 計画策定の趣旨</p> <p>第6期新潟市障がい福祉計画及び第2期新潟市障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の理念を実現するため、国の示す基本指針に則し、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度における各種サービスに関する数値目標及び各年度のサービス提供見込み量を設定し、サービス提供体制の確保や推進のための取組について定めるものです。</p> <p>また、平成18年から継続的に策定してきた第1期から第5期までの新潟市障がい福祉計画及び平成29年から策定した第1期新潟市障がい児福祉計画の内容及び実績を踏まえ、新潟市の地域特性を考慮しながら、これまでの取組を更に推進するものとして策定しました。</p> <p>(2) 計画の位置づけ</p> <p>本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>第6期新潟市障がい福祉計画及び第2期新潟市障がい児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。</p>

2 計画の基本理念及び基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の人並びに障がいのある子どもとし、サービスの充実を図るとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

また、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象であることを周知し、障がい福祉サービスが適切に活用されるよう、必要な情報提供を行います。

③ 地域生活移行、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所施設から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO法人やボランティア団体が行うサービスなどの地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行うとともに、地域生活を希望する障がいのある人が重度化・高齢化しても、地域

2 計画の基本理念及び基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の人並びに障がいのある子どもとし、サービスの充実を図るとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

また、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象であることを周知し、障がい福祉サービスが適切に活用されるよう、必要な情報提供を行います。

③ 地域生活移行、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所施設から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO法人やボランティア団体が行うサービスなどの地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する障がいのある人が重度化・高齢化しても、地域での暮らしを継続することができるよ

での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備します。

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、基幹相談支援センターとの連携を図りながら、障がいのある人の重度化や高齢化、そして、依然として親亡き後を心配する声があることも踏まえて、これらの機能を更に強化します。

また、相談支援を中心として、障がいのある人の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

さらに、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい福祉、介護、医療、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの実態等を踏まえながら、重層的支援体制整備事業を活用し、次に掲げる支援を一体的に実施する包括的な支援体制の構築に努めます。

ア：属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的

う、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備します。

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、障がいのある人の重度化や高齢化、そして、依然として親亡き後を心配する声があることも踏まえて、これらの機能を更に強化します。

また、相談支援を中心として、障がいのある人の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

さらに、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい福祉、介護、医療、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの実態等を踏まえながら、次に掲げる支援を一体的に実施する包括的な支援体制の構築に努めます。

ア：地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた

<p>に担う機能を備えた相談支援</p> <p>イ：アの相談支援と一体的に行う、就労支援、居宅支援など、多様な社会参加に向けた支援</p> <p>ウ：ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネーター機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援</p> <p>⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援</p> <p>障がいのある子どもの支援を行うにあたっては、一人ひとりの子どもの「最善の利益」と子どもの権利保障を第一に考えながら、<u>子どもは社会の宝であるという認識のもと、健やかな育成を支援することが必要です。このため、新潟市子ども条例に基づき、障がいの種別に関わらずできる限り子どもの意見を聴き、これを尊重するとともに</u>本人及びその家族に対し、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実やどの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。</p> <p>また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。</p> <p>加えて、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある子ども（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する子どもに対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。</p>	<p>相談支援</p> <p>イ：アの相談支援と一体的に行う、就労支援、居宅支援など、多様な社会参加に向けた支援</p> <p>ウ：ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネーター機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援</p> <p>⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援</p> <p>障がいのある子どもの支援を行うにあたっては、一人ひとりの子どもの「最善の利益」を第一に考えながら、健やかな育成を支援することが必要であるため、本人及びその家族に対し、<u>障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、</u>どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。</p> <p>また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。</p> <p>加えて、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある子ども（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する子どもに対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。</p>
--	---

⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保と併せて人材の確保・定着を図る必要があるため、専門性を高めるための研修の実施や多職種間・事業所間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉の現場におけるハラスメント対策、ICTの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に向けた取組を推進します。

⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人が地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会の実現に向けて、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツなどの分野を含め、障がいのある人の多様なニーズを踏まえた支援により、地域における社会参加を促進します。

特に、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がいのある人が文化芸術を享受し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、自らの個性や能力の発揮と社会参加の促進を図ります。

また、視覚に障がいのある人など、活字による読書が困難な人が読書を通じて文字・活字文化を享受したり、情報を取得したりできるよう、視覚障がい者等の読書環境の整備（読書バリアフリー）を計画的に推進します。

さらに、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICTの活用等を促進し、障がいのある人の情報の取得利用・意思疎通を推進します。

⑥ 障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保と併せて人材を確保していく必要があるため、専門性を高めるための研修の実施や多職種間・事業所間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に努めます。

⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の多様なニーズを踏まえて、障がいのある人の地域における社会参加を促進します。

特に、障がいのある人が文化芸術を享受し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じ、自らの個性や能力の発揮とともに、社会参加の促進を図ります。また、視覚に障がいのある人など、活字による読書が困難な人が読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の実現のため、読書環境の整備を計画的に推進します。

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護など）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

② 日中活動系サービスの保障

障がいのある人が希望する日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター、日中一時支援などのサービス提供の場）を保障します。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

施設入所者等が地域生活へ移行する際に地域における居住の場となるようなグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援や地域定着支援等の推進により、地域生活への移行を進めます。

また、これらのサービスと居住支援法人との連携を推進するとともに、グループホームにおいて一人暮らし等を希望する障がいのある人に向けた支援等の充実を図ります。

さらに、重度者支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整備するとともに、障がいのある人が継続して地域生活が送れるよう、重度化や高齢化、そして、依然として親亡き後を心配する声があることも踏まえた地域生活支援拠点等の整備を図ります。地域生活支援拠点等においては、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築することにより、その機能の充実を図ります。

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護など）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

② 日中活動系サービスの保障

障がいのある人が希望する日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター、日中一時支援などのサービス提供の場）を保障します。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

施設入所者等が地域生活へ移行する際に地域における居住の場となるようなグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援や地域定着支援等の推進により、地域生活への移行を進めます。

さらに、重度者支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を行うとともに、障がいのある人が継続して地域生活が送れるよう、重度化や高齢化、そして、依然として親亡き後を心配する声があることも踏まえた地域生活支援拠点等の整備を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等のサービス充実を図るとともに、本市独自に設置している新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」による伴走型就労支援を更に推進し、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及び職場定着を進めます。

⑤ 強度行動障がいのある人や高次脳機能障がいのある人などに対する支援体制の充実

障がい福祉サービス等における行動障がいの改善に向けた適切な支援や、高次脳機能障がいのある人に対する相談支援、多様な症状や障がい等の特性に配慮した難病患者への支援の充実を図るために、地域の専門機関との連携や研修プログラムの充実による人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

⑥ 依存症対策の推進

アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策については、様々な関係機関の支援者と連携し、市民が依存症という病気について身近に捉え、正しい知識を習得できるよう啓発を行います。

また、依存症である人の回復と再発予防を目的として、治療・回復プログラムを実施します。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人や障がいのある子ども及びその家族が、地域において自立し、安心して生活を営んでいくためには、相談支援体制の充実が不可欠であることを踏まえ、障がい福祉サービスの利用にあたって適切にサービス等利用計画などが作成され、定期的なモニタリングと必要に応じたサービス等利用計画などの見直しが行われるよう、相談支援事業所及びその従事者の確保・育成に

④ 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等のサービス充実を図るとともに、本市独自に設置している新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」による伴走型就労支援を更に推進し、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及び職場定着を進めます。

⑤ 強度行動障がいのある人や高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実

障がい福祉サービス等における行動障がいの改善に向けた適切な支援や、高次脳機能障がいのある人に対する相談支援の充実のために、専門医療機関等との連携や研修プログラムの充実による人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

⑥ 依存症対策の推進

アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策については、様々な関係機関の支援者と連携し、市民が依存症という病気について身近に捉え、正しい知識を習得できるよう周知啓発を行います。

また、依存症である人の回復と再発予防を目的として、治療・回復プログラムを実施します。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 相談支援体制の構築

障がいのある人や障がいのある子ども及びその家族が、地域において自立し、安心して生活を営んでいくためには、相談支援体制の充実が不可欠であることを踏まえ、障がい福祉サービスの利用にあたって適切にサービス等利用計画などが作成され、定期的なモニタリングと必要に応じたサービス等利用計画などの見直しが行われるよう、相談支援事業所及びその従事者の確保・育成に

努めます。

これらの取組を効果的に進めるため、市内4カ所に設置している新潟市障がい者基幹相談支援センターを有効に活用していきます。

また、身体障がい又は知的障がいのある人やその家族等に対する身近な地域での相談支援のため、身体障がい者・知的障がい者相談員の各区及び全区担当の配置を継続します。

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を活かし相互に連携する仕組みが構築されてきていますが、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、障がいのある人やその家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の充実に伴い、入所施設から地域生活への移行に向けた支援ニーズが顕在化した場合は、地域移行支援と併せて、地域での生活が定着するよう自立生活援助や地域定着支援に係るサービスなど、必要なサービスの確保に努めます。

③ 発達障がいのある人などに対する支援

発達障がいのある人やその家族等が必要な支援を受けられるよう、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」を中心に、保健、医療などの関係機関との連携を図り、総合的な支援体制の充実に努めます。

発達障がいのある人などの早期発見・早期支援には、発達障がいのある人やその家族などへの支援が重要であることから、保護者などが子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制を構築すると

努めます。

これらの取組を効果的に進めるため、市内4カ所に設置している新潟市障がい者基幹相談支援センターを有効に活用していきます。

また、身体障がい又は知的障がいのある人やその家族等に対する身近な地域での相談支援のため、身体障がい者・知的障がい者相談員の各区及び全区担当の配置を継続します。

相談支援体制に関しては、重層的な仕組みが構築されてきていますが、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の充実に伴い、入所施設から地域生活への移行に向けた支援ニーズが顕在化した場合は、地域移行支援と併せて、地域での生活が定着するよう自立生活援助や地域定着支援に係るサービスなど、必要なサービスの確保に努めます。

③ 発達障がいのある人に対する支援

発達障がいのある人やその家族等が必要な支援を受けられるよう、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」を中心に、保健、医療などの関係機関との連携を図り、総合的な支援体制の充実に努めます。

ともに、これらの支援プログラムなどの実施者を計画的に養成します。

また、新潟市発達障がい児者支援地域協議会を開催し、発達障がいのある人の支援に関する情報共有、研修、啓発などを行い、関係機関の支援力向上を図ります。

④ 障がい者地域自立支援協議会の活性化

相談支援事業者や関係機関等で構成する「新潟市障がい者地域自立支援協議会」では、支援機関等によるネットワークの構築を図るとともに、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制の整備の取組を着実に進めます。

(4) 障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 地域支援体制の構築

障がいのある子どもの通所支援などにおける障がいのある子ども及びその家族の支援については、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で行えるよう、地域における支援体制の整備を図ります。

新潟市立児童発達支援センター「こころん」については、障がいのある子どもの健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、次に掲げる同センターの中核的な支援機能を踏まえ、地域の各事業所と連携して重層的な支援体制を整備します。

(ア) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

(イ) 地域の障がい児通所支援事業所に対する支援内容等の助言・援助機能

(ウ) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

(エ) 地域の障がいのある子どもの発達支援の入口としての相談機能

また、障がいのある子どもの入所支援については、入所している子どもが

また、新潟市発達障がい児者支援地域協議会を開催し、発達障がいのある人の支援に関する情報共有、研修、啓発などを行い、関係機関の支援力向上を図ります。

④ 障がい者地域自立支援協議会の役割

相談支援事業者や関係機関等で構成する「新潟市障がい者地域自立支援協議会」は、支援機関等によるネットワークの構築を図り、支援に特に検討を要する事例への調整や改善などを行うとともに、その過程で明らかになった地域でのサービス提供のあり方などの課題整理を行い、地域生活支援拠点等の整備検討、障がい福祉サービスを担う社会資源の開発や改善、さらには、施策提案や専門的助言などの役割が期待されています。

(4) 障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 地域支援体制の構築

障がいのある子ども及びその家族の支援については、新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、障がいの多様化に対応する専門的機能の確保を図るとともに、同センターが地域における中核的な支援施設としての役割を担い、地域の各事業所と連携し重層的な障がい児支援の体制整備を図ります。

18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう関係機関と連携した協議の場を設け、移行調整を推進します。

さらに、障がいのある子どもに対し、質の高い専門的な発達支援を行うため、支援の質の向上と支援内容の適正化を図るとともに、安全の確保に取り組みます。に取り組みます。

② 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がいのある子どもを適切に支援するため、乳幼児健診や療育教室などの機会を活用し、障がいの早期の気づきに努め、発達に心配がある場合には相談支援や児童発達支援といった福祉サービス利用につなげるなど、切れ目のない支援の充実に努めます。

また、「発達支援コーディネーター」を養成して保育所等へ配置するとともに、巡回支援を行い、保育所や放課後児童クラブ等における支援力の向上を図ります。

学齢期の子どもの支援については、特別支援教育サポートセンターが各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、具体的な支援方法について考え、保護者との合意形成を図ります。

さらに、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれるよう、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等の情報を各学校に提供し、関係機関の連携促進を図ります。

また、障がいのある子どもに対し、質の高い専門的な発達支援を行うため、支援の質の向上と支援内容の適正化に取り組みます。

② 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がいのある子どもを適切に支援するため、乳幼児健診などの機会の活用や療育教室の実施などにより、障がいの早期の気づきに努め、障がいの疑いがあると判断された際には療育や相談支援サービスへと結び付けます。

また、「発達支援コーディネーター」を養成して保育所等へ配置するとともに、新潟市立児童発達支援センター「こころん」による巡回支援を行い、教育・保育施設等での支援力の向上を図るほか、必要に応じて、保育所等訪問支援事業や児童発達支援事業所等の利用につなげ、切れ目のない支援体制の充実に努めます。

学齢期の子どもの支援については、特別支援教育サポートセンターと各区に配置した地区コーディネーター（発達障がい通級指導教室担当者）による特別支援教育サポートネットワークが各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、学校訪問をして具体的な支援方法について考え、保護者との合意形成を図ります。

さらに、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれるよう、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等の情報を各学校に提供し、関係機関の連携促進を図ります。

③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

引き続き、保育所等訪問支援を提供する事業所の確保に努め、新潟市立児童発達支援センター「こころん」などを中心に各事業所等が連携して支援を行える体制を構築します。また、地域の様々な育ちの場において、それぞれの子どもが障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、互いに学び合う経験を持てるよう、障がいのある子どもの年少期からの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

④ 特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、社会福祉施設整備補助等を通じて受入れ先の確保を図ります。

また、医療的ケア児に対する支援体制を構築するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各関係機関が協働し、相談支援体制の充実に努めます。

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある子どもに対する支援体制を充実させるため、専門的な人材の育成等を通じて事業所を支援します。

虐待を受けた障がいのある子どもについては、本人の状況等に応じたきめ細かな支援が行えるよう、障がい児通所支援事業所等の支援力向上を図ります。

⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がいのある子ども本人やその家族に対し継続的な相談業務を行い、適切な福祉サービス等につなげていく上で重要な役割を担っているため、相談支援事業所及びその従事者を確保するとともに、質の向上にも努めていきます。

③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援を提供する事業所の確保に努め、新潟市立児童発達支援センター「こころん」などを中心に、障がいのある子どもの様々な育ちの場を通じた地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

④ 特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、社会福祉施設整備補助等を通じて受入れ先の確保を図ります。

また、医療的ケア児に対する支援体制を構築するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各関係機関が協働し、相談支援体制の充実に努めます。

強度行動障がいなど発達障がいのある子どもに対する支援体制を充実させるため、人材育成等を通じて事業所を支援します。

虐待を受けた障がいのある子どもについては、本人の状況等に応じたきめ細かな支援が行えるよう、障がい児通所支援事業所等の支援力向上を図ります。

⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がいのある子ども本人やその家族に対し継続的な相談業務を行い、適切な支援につなげていく上で重要な役割を担っているため、相談支援事業所及びその従事者を確保するとともに、質の向上にも努めていきます。

また、基幹相談支援センターに配置している障がい児支援コーディネーター、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」、新潟市立児童発達支援センター「こころん」などで、障がいのある子ども及びその家族を支援します。